

平成22年6月22日  
号外第3号  
毎週火・金曜日発行

# 秋田県公報



## ■ 目 次 ■

### 規 則

○過疎地域における県税の課税免除に関する条例施行規則の一部を改正する規則（31・税務課）……………1

## 規 則

過疎地域における県税の課税免除に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。  
平成二十二年六月二十二日

秋田県知事 佐竹敬久

### 秋田県規則第三十一号

過疎地域における県税の課税免除に関する条例施行規則の一部を改正する規則

過疎地域における県税の課税免除に関する条例施行規則（平成十二年秋田県規則第百号）の一部を次のように改正する。

第二条第二項第一号中「ソフトウェア業」を「情報通信技術活用事業」に改める。

第三条中「及びソフトウェア業」を「並びに租税特別措置法施行令（昭和三十二年政令第四十三号）第六条の三第五項第二号ハに掲げる事業及び第二十八条の九第五項第二号ハに掲げる事業」に、「直接ソフトウェア業」を「直接当該事業」に改める。

第五条第一項第一号中「ソフトウェア業」を「情報通信技術利用事業」に改める。

様式第一号付表中「ソフトウェア業」を「情報通信技術活用事業」に改める。

様式第二号中「ソフトウェア業」を「情報通信技術利用事業」に改める。

### 附 則

（施行期日）

1 この規則は、公布の日から施行する。

（事業税に関する経過措置）

2 この規則による改正後の過疎地域における県税の課税免除に関する条例施行規則（以下「新規則」という。）の規定（第三条の規定を除く。）は、平成二十二年四月一日以後に特別償却設備を設置した者が行う事業に対して課すべき事業税について適用し、同日前に特別償却設備を設置した者が行う事業に対して課する事業税については、なお従前の例による。

（不動産取得税に関する経過措置）

3 新規則の規定（第三条の規定に限る。）は、平成二十二年四月一日以後に特別償却設備を設置した者の特別償却設備である家屋又はその敷地である土地の取得に対して課すべき不動産取得税について適用し、同日前に特別償却設備を設置した者の特別償却設備である家屋又はその敷地である土地の取得に対して課する不動産取得税については、なお従前の例による。

（様式に関する経過措置）

4 この規則による改正前の過疎地域における県税の課税免除に関する条例施行規則に定める様式により作成された用紙は、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

発行者	秋 田 県	秋田市山王四丁目1番1号
購読料金	一ヶ月 3,675円(税込み)	
印刷所	株式会社 松原印刷社	秋田市山王七丁目5番29号 電話：018-862-8766 FAX：018-863-0005 URL <a href="http://www.matsubarainsatsu.co.jp/">http://www.matsubarainsatsu.co.jp/</a>
印刷者	松原 繁雄	秋田市山王七丁目5番29号